

置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘  
建設工事に関する設計協力協定書（案）

置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事に関して、置賜広域行政事務組合（以下「発注者」という。）、〇〇〇〇〇設計事務所（以下「設計者」という。）及び〇〇〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体（以下「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり設計協力協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事について、発注者、設計者及び優先交渉権者の施工技術に基づく設計を完成させる上で必要な事項を定める。

（調整・協力）

第2条 設計の実施に係る発注者、設計者及び優先交渉権者間の調整は、発注者が行う。

2 発注者が行う調整に対し、設計者及び優先交渉権者は、真摯に対応し、協力する。

（有効期限）

第3条 本協定は、本協定の締結の日から発注者と優先交渉権者間で別途締結する「置賜広域行政事務組合養護老人ホーム南陽やすらぎ荘建設工事に関する基本協定書」第5条に規定する日まで有効とする。

（その他）

第4条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じ発注者、設計者及び優先交渉権者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和〇年〇〇月〇〇日

発注者 山形県米沢市金池三丁目1番55号  
置賜広域行政事務組合  
理事長米沢市長 中川 勝 印

設計者 所在地  
名称 〇〇〇設計事務所  
代表者 〇〇〇〇〇〇 印

優先交渉権者 〇〇〇〇〇特定建設工事共同企業体  
(代表者)  
所在地 〇〇〇〇〇〇  
名称 〇〇〇〇〇〇  
代表者 〇〇〇〇〇〇 印

(構成員)

所在地 〇〇〇〇〇〇  
名称 〇〇〇〇〇〇  
代表者 〇〇〇〇〇〇 印